

明治期の銀行業界団体 第1回「扱善会」

わが国銀行団体の濫觴をなす扱善会が成立する背景はおよそつぎのとおりであった。

明治5年、新政府は「**国立銀行条例**」を制定して各藩および新政府がそれまでに発行していた不換紙幣を回収整理することとし、そのため金札引換公債証書を発行し、この公債を抵当として兌換紙幣を発行する民間銀行を設立することを決めた。しかし条例は、資本金額の制限、紙幣発行の制限、正貨兌換制度の3点で、当時の情勢としてはきびしすぎた面があった。条例によって設立をみた銀行は、当初わずか4行にすぎなかった。その後、明治9年8月、条例が改正され、紙幣発行の制限緩和等の措置がとられることによって、明治9年12月には5行にすぎなかった**国立銀行**は、翌10年12月には26行を数えるにいたった。

明治10年7月、東京における国立銀行および**私立銀行**の本支店は合計11行を数え、さらに増加の傾向にあった。このような情勢から、当時、第一国立銀行頭取であった**渋沢栄一**は銀行家の集会を企図し、在京の銀行家がこれに協調し、ここにわが国はじめての銀行団体が生まれ、彼の選名によって**扱善会**と称した。明治10年7月2日には扱善会の第1回会同（設立総会）が開かれたが、扱善会録事（議事録）緒言はつぎのように述べている。

「既ニシテ条例ヲ改正セラレ更ニ奨励鼓舞スル所アリ、此ヲ以テ豪族金傑四方ニ興起シ、競テ銀行ヲ創立シ、僅カニ周年ニシテ復タ第20号ノ招牌ヲ掲クルアルニ至ルハ、実ニ条例ヲ改正セラルルノ然ラシメル所ト雖トモ、抑又時勢財政急ニシテ、殖産貿商ノ道ニ務ムルニ因ルト謂ハサルヘケンヤ、然而シテ其大ナル者ハ概ネ本店ヲ東京ニ設ケ、或ハ支店ヲ置キ、以テ其旗標ヲ掲ケ颯ル者、共ニ一十一行アリ、洵ニ是吾業ノ光荣ニシテ且世人ノ幸慶タリ、茲ニ於テ第一国立銀行頭取**渋沢栄一**ハ同業会盟ノ挙ヲ首倡シ、且謂ラク、此同業タル者ハ常ニ能ク和順親誼ヲ保チ、互ニ長短得失ヲ詢リ、相待テ公論ヲ開キ、相依テ衆説ヲ問ヒ、扱テ善ニ従フヲ為シ、此ヲ以テ斯業ノ旺盛ヲ図ルヘシト（後略）」。

発足後の扱善会は、その録事などを掲載する『銀行集会所理財新報』^(注)を発行して内外金融事情の究明、紹介に努める一方、手形取引の普及、手形交換所の創立を提案して活発に動いた。

こうして扱善会への加盟銀行は年々増加し、明治 13 年には 30 行に達した。ところがその頃、扱善会に一つの問題が生じた。西南の役後ますます増加していた不換紙幣を兌換紙幣に改革し、通貨価値の安定をはかろうとした扱善会中心メンバーの主張が、当時、財政上の実権を握っていた参議大隈重信とのあいだに摩擦を生じ、扱善会内に不一致を起こすことになった。扱善会はこの不一致によって明治 13 年 9 月 3 日解散せざるをえなくなり、新たに東京銀行集会所が発足した。

(注)『理財新報』は扱善会の機関誌であるが、明治 11 年 5 月の第 1 号に始まり、同 12 年 1 月の第 9 号で廃刊し、当時大蔵省が刊行していた『銀行雑誌』と合併して『東京経済雑誌』とし、扱善会から切り離し、編集発行を田口卯吉に依頼した。『東京経済雑誌』は明治 12 年 1 月の第 1 号から大正 12 年 9 月の第 2,138 号までつづいた。ただし、扱善会との関係は明治 13 年 7 月までで解消した。

以 上

本稿は、『銀行協会 20 年史』（編集者：銀行協会 20 年史編纂室、発行所：全国銀行協会連合会、社団法人東京銀行協会、発行年月日：昭和 40 年 11 月 30 日、該当箇所：3～5 頁）の扱善会に関する記事を抜粋したものです。なお、引用者において、記事に登場するキーワードや人物を四角囲いにしてあります。